

12月2日から現行の保険証は発行されなくなります

医療機関への受診はマイナ保険証で

■問い合わせ先 市民課国保年金係(☎・内線1072)

全ての健康保険証の新規交付・再発行が、12月1日をもって終了し、マイナンバーカードを保険証として利用する仕組み(マイナ保険証)に移行します。

8月1日に更新した市国民健康保険と県後期高齢者医療制度の保険証は、最長1年の間、保険証に記載された有効期限まで使用できますが、7年8月1日以降の保険証は交付されません。



マイナ保険証を使うメリット

マイナ保険証を使うメリットとして次のものがあります。

1

医療費を約20円節約できる

紙の保険証を使う場合に比べ、医療機関への受診1回につき、医療費が約20円安くなり、自己負担額も低くなります。

2

医療情報の共有化で質の良い医療が受けられる

過去の薬剤情報や健康診断の結果を医師が確認できるようになり、初めて受診する医療機関でも、体の状態や他の病気を推測して治療に役立てることができます。また、薬の飲み合わせや分量を調整してもらうこともできます。

3

手続きなしで高額医療の限度額を超える支払いを免除

限度額適用認定証などがなくても、医療機関窓口での支払いの際に、高額療養費制度における限度額が適用されます。



【マイナンバーカードを持っていない人は】

12月2日以降、カードを持っていない人や※
持っていても保険証として利用するための設定
をしていない人などには「資格確認書」が交付さ
れます。確認書は、加入している保険情報が確
認できるもので、医療機関窓口で提示すること
で、これまで通り受診することができます。

※設定はマイナポータルなどでできます。

【マイナ保険証で資格確認ができなかったら】

何らかの事情で受診時に資格確認ができな
かった場合に、被保険者資格などを簡易に把
握できるよう、マイナ保険証を持っている人
に「資格情報のお知らせ」が交付されます。

ただし「資格情報のお知らせ」は例外的な場
合の受診に限られ、マイナンバーカードと
セットで提示する必要があります。